

第 77 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 28 年 12 月 6 日（火）14 時 00 分～15 時 20 分

2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階 AV1 会議室

3. 出席者

(1) 審議会委員（敬称略・五十音順）

荒川雅行、大井義規、門野隆弘、北川学、柴田眞里、高野一彦、玉置久、
西村裕三、藤浪芳子

(2) 実施機関の職員

保健福祉局健康部予防衛生課長
企画調整局情報化推進部担当課長
行財政局主税部課税企画課長
交通局経営企画調整課担当課長
選挙管理委員会事務局担当課長
ほか

(3) 事務局の職員

市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス課長、
企画調整局情報化推進部 ICT 計画推進担当課長 ほか

(4) 傍聴者

なし

4. 議 題

(1) 審 議

- ① こうべ健康いきいきサポートシステムへの情報項目の追加について
- ② ・サーバ仮想化基盤の構築及び個人情報を取り扱う業務システムの移行について
・サーバ仮想化基盤上に構築する仮想デスクトップにおける個人情報の電子計算機処理
について
- ③ 市民税・県民税の申告における国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の
収納情報の利用について
- ④ ICOCA 定期券等の導入にかかる市バス・地下鉄乗車券システムの変更について
- ⑤ 選挙管理システムのサーバ管理への移行について

5. 議事要旨

(1) 審 議

① こうべ健康いきいきサポートシステムへの情報項目の追加について

保健福祉局健康部予防衛生課から、こうべ健康いきいきサポートシステムへの情報項目
の追加について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、
並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされ
た。

○委 員 ただいまの説明及び資料につきまして、ご質問がありましたらお願いし

ます。

DV の被害者について注意を促すような機能を追加すると書いてありますが、具体的にはマークかなにか表示されるのですか。

- 予 防 衛 生 課 字を赤にするとか、背景を黄色にするとか、画面に何らかの警告表示をするということです。
- 委 員 画面を見れば、すぐに分かるようにするということですね。
- 委 員 データの入力は、外部へ委託されるのですか。
- 予 防 衛 生 課 件数が少ない場合は、職員が入力することもあります。例えば予防接種であれば件数が非常に多いですから、まず予防接種券というものが民間の機関から我々の元へ紙で送られてきます。そこには住所、氏名、生年月日等が書いてあるのですが、それにはマイナンバーが付いてないのですが、付いていない状態でパンチ業者へ出してデータ化して、それをシステムで予防接種台帳へ入力するという事を考えております。
- 委 員 DV 情報はセンシティブな情報ですが、これも外部へ出されるのですか。
- 予 防 衛 生 課 DV 情報は内部の住民記録システムに入っているのですが、それを市内のシステムを通してもらうということになります。元の住民データにDV 情報が入っています。そこに予防接種等の情報を追加していくということになります。
- 委 員 DV 情報は、外に出すことはないのですね。
- 委 員 他にご意見はないでしょうか。ないようでしたら、審議会としての意見をまとめていきたいと思えます。
- それでは「こうべ健康いきいきサポートシステムへの情報項目の追加」については、番号法に定められた事務を実施するにあたり、制度個人番号をこうべ健康いきいきサポートシステムで管理するため、情報項目を追加して電子計算機処理を行うということですが、特定個人情報の正確性や同期性を確保するために不可欠であると認められます。また、住記DV 情報の項目を追加することは、DV 保護対象者の支援措置の強化に資するものであると認められます。さらに、予防接種実施依頼書の発行理由の項目を追加することは、予防接種事務において、神戸市民が他都市で予防接種した場合の理由を分析して、今後の啓発方法等に活用する

ことができ、市民サービスの向上に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います、よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

- ②・サーバ仮想化基盤の構築及び個人情報を取り扱う業務システムの移行について
・サーバ仮想化基盤上に構築する仮想デスクトップにおける個人情報の電子計算機処理について

企画調整局情報化推進部から、サーバ仮想化基盤の構築及び個人情報を取り扱う業務システムの移行について及びサーバ仮想化基盤上に構築する仮想デスクトップにおける個人情報の電子計算機処理について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明及び資料につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 外部データセンターは、神戸市に近いところにありますか。

○情報化推進部 近いところにあります。

○委員 ここの信頼性がキーになりますが、十分に配慮されているということですね。

○情報化推進部 入札時に競争性を働かせまして、非常にセキュリティの高い情報センターを採用いたしました。

○委員 それで専用線で結んでいると。形式的には何ら問題はないですね。

○情報化推進部 セキュリティ上は、かなり配慮した構成となっております。

○委員 仮想系の話は、技術的なもので、外部にあるものが中に入ってそこで仮想的にいくつかのサーバというか、システムを動かしても独立に庁内で動かしているのとまったく同じであると。そういう捉え方でまったく問題がないと。仮想デスクトップですが、情報系ネットワークが描かれているのですが、これは閉じたネットワークでしょうか。

- 情報化推進部 現在のところではいいますと、事務処理用 PC、職員の机の上に置かれたネットワークですが、今後、国のほうから言われておりますネットワークの強靱化に伴いまして、LGWAN 系の接続ということで、今後は閉じた形のネットワークにしていくということです。
- 委員 単純に情報系ネットワークとしか描いていないので、ここが一番危ないのかなと思ひまして。
- 情報化推進部 現在の情報系ネットワークといいますと、単純にインターネットにつながるようなものですが、来年の 7 月以降、LGWAN 系という閉じたネットワークに変更いたします。
- 委員 大規模災害といいますか、外部のデータセンターはそれに対応しているといいますか、大きな災害が起こったときでも対応できるようにバックアップといいますか、いくつかの場所に分けて保存されているのでしょうか。
- 情報化推進部 メインのデータセンター以外に、同じ一つの災害で同時に被害を受けないような距離を離れたところに、データをバックアップするためのデータセンターを設置しております。
- 委員 員 例えば関東と関西というような。
- 情報化推進部 そこまでの距離はないのですが、仕様上、一つの災害で同時に被災しないような距離ということでデータセンターを設置しております。
- 委員 員 例えば専用線で外部につないで仮想化するというときに、セキュリティは一定のレベルが確保できるからいいとして、サービスのいうと、震災のときにサービスが一時止まるとかそういうリスクを考えたときに、表向きといいますか、プラス側でのサービスの低下とか劣化といいますのは危惧される場所がありますか。
- 情報化推進部 例えば現在の機械室等は計画停電で止めなければいけないとか、耐震性にしましてもデータセンターと比べると低いと言わざるを得ませんので、サービス面でもデータセンターを利用した方が可用性が上がると思いますか、サービスの向上につながると考えております。
- 委員 員 後は専用線がどれだけ切れることがあるかということですね。

○情報化推進部 今回は専用線も非常に耐用性のあるものが調達できましたので、使い勝手、あるいはレスポンスが悪くなるということは、現在のところないだろうと想定しております。

○委 員 他にいかがでしょうか。それでは審議会としての意見をまとめていきたいと思えます。本件につきましては、28年度末にホストコンピュータが廃止されることに伴い、各種システムのサーバ化による維持管理コストの増加やサーバ設置スペースの問題の解消を図るために、外部データセンターを活用したサーバ仮想化基盤を整備することは、効率性の観点から公益に資すると認められます。また、既存のスタンドアロンシステムを対象として、仮想デスクトップによる電子計算機処理を行うことは、情報セキュリティの安全性向上の観点から、公益に資すると認められます。また、個人情報保護の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思えます。さらに、当審議会の運営の効率化を図る観点から、今後、この類型に該当する事案については、諮問書に添付された別表に基づき、個別に当審議会の意見を求める必要はないものとしたらと思えます。この類型化についても、ご承認いただけますでしょうか。

○委 員 異議なし。

③市民税・県民税の申告における国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の収納情報の利用について

行財政局主税部課税企画課から、市民税・県民税の申告における国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の収納情報の利用について、条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 ただいまの説明及び資料につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委 員 紙で提供するということがありますが、電子データで提供することは検討されなかったのでしょうか。

○課税企画課 窓口での受付業務を考えますと、窓口は非常に混み合います。またPC環境も十分ではないということ、会議室であったりしますので、紙で

ストであった方が対応しやすいということです。

○委員 23 万件と件数が多いですが、紙で提供して検索というのは出来るのでしょうか。

○課税企画課 区民の方が最寄りの区役所に来られることになりますので、23 万件というわけではなく、区ごとのリストになります。基本的には申告については市民の方本人が記載いただく納付済みの確認をするものは送らせていただいていますので、書いて来られるのが前提ですので、申告漏れとか分からないといった方を、このリストを使って確認していきたいと思っております。

○委員 他にいかがでしょうか。それでは本件につきまして審議会としての意見をまとめたいと思います。「市民税・県民税の申告における国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の収納情報の利用」については、市民税・県民税の申告にかかる社会保険料控除の内容確認にあたり、あらかじめ保健福祉局介護保険課及び国保年金医療課から、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額の収納リストの提供を受けて、市税事務所において対象者の申告時に利用するということなのですが、対象者の所得控除の申告漏れを解消することができ、市民サービスの向上に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

④ICOCA 定期券等の導入にかかる市バス・地下鉄乗車券システムの変更について

交通局経営企画調整課から、ICOCA 定期券等の導入にかかる市バス・地下鉄乗車券システムの変更について、第 11 条（電子計算機処理の制限）、第 12 条（電子計算機の結合の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明及び資料につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 これまでは市の交通機関では PITAPA の定期券を発行していて、市の交通機関では ICOCA も使えたということですね。それが今回 ICOCA の定期券も発行するということですね。それは ICOCA で市バスや地下鉄の定期券が発行できなかったということでの利用者から不便である

と申し出があったわけですか。

○経営企画調整課 PITAPA の場合は持ちたくても与信というものがあまして、カードを持つにあたりましてクレジットカードと同じような審査があまして、誰もが持てるようなカードになっていませんでした。IC を持ちたくても持てないという方がおられました。ICOCA カードであれば誰でも持てますので、それに定期を載せたい。それから IC の定期になりますと、再発行が出来るようになります。そういった面からも利便性が向上するのかなと考えております。

○委 員 そういう利用者の声があったということですか。

○経営企画調整課 そうです。

○委 員 資料の別図がありますが、黄色のところが今回の追加と連携ということですが、今までは JR 西日本とは全く結合というものはなかったのですか。交通利用情報とかも全くなかったのですか。

○経営企画調整課 今までは、するっと KANSAI と接続しておりまして、ICOCA の利用状況等はするっと KANSAI を経由しておりました。

○委 員 今回は定期券の部分のみですね。発売情報とか ICOCA の利用情報が追加されて、それがダイレクトにカップリングされるようになるということですね。

○委 員 他にいかがでしょうか。それでは審議会としての意見をまとめたいと思います。

本件については、市バス及び市営地下鉄利用者に対する利便性の向上を目的として、実施機関が新たに ICOCA 定期券、及び小児 ICOCA を発売するにあたり、利用者情報を電子計算機処理することは不可欠であり、また、市民サービスの向上に資すると認められます。また、事業の実施にあたり、ICOCA の利用者情報の集積を行っている JR 西日本と実施機関との間をオンライン化して、双方で一定の情報連携を行うことが不可欠であると認められます。さらに個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思っております。

⑤選挙管理システムのサーバ管理への移行について

選挙管理委員会事務局から、選挙管理システムのサーバ管理への移行について、第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 ホストコンピュータによる運用であったものを今回サーバに移行されるということですが、旧来は裁判員情報ファイルというものが外にあります、新しいシステムではこの情報はどこに入るのでしょうか。
- 選挙管理委員会 別図②になりますが、名簿調整システムで選挙用住基から必要な情報を取り出して、右側の端末 1 台、プリンタ 1 台がありますが、そこに旧来と同じ情報を入れることになります。
- 委員 別図①だと、そこに入る前に裁判員情報ファイルが USB でそこに送られる形になっていますが。
- 選挙管理委員会 図の表記が USB を 2 回になっていますが、1 回です。
- 委員 裁判員ファイルというものの実態がどこかにあるわけではなく、そのたびに抽出するということですね。次ですが区役所等の端末ですが、別図①では 67 台ですが、別図②については 77 台に増えていますが、何か理由があるのでしょうか。
- 選挙管理委員会 期日前投票というのがかなり多くありまして、神戸市で約 3 万人の方がされています。それに伴う受付けの処理が増えておりますので。
- 委員 それに合わせて適宜増やしたということですね。
- 委員 他にございませんでしょうか。それでは審議会としての意見をまとめたいと思います。
- 「選挙管理システムの再構築及びサーバ管理への移行」については、選挙用住記の導入することにより、システム内で住民情報の照会や選挙人名簿データを調製できるようにすること、名簿調製システムと期日前不在者投票システムを連携した外字への対応や、選挙当日の選挙人名簿抄本を作成すること、さらに、新たに在外投票管理システムを導入することにより、区ごとに管理されていた在外選挙人の情報を全市同一のシステムで管理することによって、選挙事務の正確性を期する

とともに、効率性の向上が期待できるものであり、公益に資すると認められます。平成 28 年度末で神戸市のホストコンピュータが廃止される予定であることから、選挙管理システムのサーバ管理への移行は、不可欠であると認められます。さらに個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

○委員 以上で、本日予定しておりました審議案件は終了いたしました。それでは、これもちまして、第 77 回 神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。